

第3分科会

遅延損害金名目の高金利を許さない決議

1 私達は、遅延損害金の利率を、利息制限法1条と同率にすること、および遡及的に同率にすることを求める。

利息制限法4条では遅延損害金について、1条の1.46倍まで取ることを認めているが、この規定により、現在借主は大変な苦しみに陥っている。また、月1回の分割金を何年にもわたり支払ってきたにもかかわらず、かつて4条が1条の2倍まで取れるとした時期に1日遅れたというだけで、遅れた時期から長年にわたり遅延損害金の請求を受ける事案もあり、この点をめぐり多数の訴訟が継続している。

もともと債務の返済に困難を来している債務者が、遅延損害金名目であれば更により多く払えるということはありません。

現在の利息制限法4条は、その制定の際に、昭和29年2月12日の第3次案までは4条では遅延損害金条項は1条と同じ利率が予定されていた。日弁連も、4条を1条と同率にすることを求めてきた。また、民主党も4条は1条と同じ利率にするようにという提案を野党時代に行っている。ドイツのように、遅延損害金を約定より低くし、元本から充当される法制度が合理的である。それでも、一括請求を受けないために、支払いがなされている。

近時、貸金業規制法43条が最高裁により適用がほとんど制限されたために、43条に代わる機能として遅延損害金条項が、不当に悪用されている。しかし、そもそも、1条をこえる合法的な利得は存在しない以上、1条をこえる損害もない。

今こそ、利息制限法4条を1条と同率にするべき時である。その際に、さかのぼって、ある時点以後2倍ないし1.46倍の遅延損害金が発生していたとされ続けることをも防がなければならない。そのための遡及効の規定が必要である。

2 また、私達は、契約書に1日でも遅れたり1円でも不足する場合、一括で支払うべき義務が発生するとする、過酷な「期限の利益喪失特約」を定めることを禁止し、合理的期間内に正しい分割金を支払うように催告をするのでなければ、期限の利益を失わないとする法改正を求める。

これまで、貸金業者は制限超過の約定とともに期限の利益喪失特約を定める契約書を締結してきた。この場合、借主にとって一体いくらを支払えば期限の利益を失わないのか、本来の法的義務は一体いくらを支払うところにあるか分からないまま、多額の制限超過の約定の支払いの困難に陥ってきた。

このような場合は借主に「債務の本旨」である制限内の利息はいくらかを告げない貸主が、「債務の本旨」を履行しないということをもって、借主に債務不履行責任の追及として遅延損害金を請求するのである。これでは借主は見えない落とし穴に落ちるも同然の不公正といわなければならない。

そして、制限超過の貸付自体が禁止された後でも、過酷な期限の利益喪失特約は改善されなければならない。

2009年11月28日

第29回全国クレサラ被害者交流集会第3分科会参加者一同